



「ニセモノ」を買わないために

みなさんが、信頼できる商品や店を選ぶ目を養うことが重要です。

- ・ 極端に値段が安い商品は注意しましょう。
- ・ 品質、取扱表示、保証書などチェックしましょう。
- ・ 素材や縫製技術など製品の吟味と確認をしっかりとしましょう。
- ・ 商品のトラブルについての相談やアフターサービスなどを受けてくれる、信用できる店で購入しましょう。



◀ 処分されるコピー商品

政府模倣品・海賊版対策総合窓口 03-3501-1701 (直通)

税関手続等についてのご相談は、カスタムスアンサーもご利用ください。

税関へのお問合わせ、ご連絡は

【税関相談官(室)】

函館税関	0138-40-4261
東京税関	03-3529-0700
羽田税関支署	050-5533-6962
成田税関支署	0476-34-2128
横浜税関	045-212-6000
名古屋税関	052-654-4100
中部空港税関支署	0569-38-7600
大阪税関	06-6576-3001
関西空港税関支署	072-455-1600
神戸税関	078-333-3100
門司税関	050-3530-8372
福岡空港税関支署	092-477-0101
長崎税関	095-828-8619
沖縄地区税関	098-863-0099

【税関ホームページ】

<http://www.customs.go.jp>

カスタムスアンサー〔音声又はFAX(自動応答・24時間受付)〕

東京	03-3528-3666
横浜	045-212-0300
名古屋	052-655-1790
大阪	06-6576-1130
神戸	078-333-4410
門司	093-332-8800

安全安心な
社会を目指して

密輸ダイヤル

シロイ クロイ

0120-461-961

けん銃・麻薬などの密輸や、知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

ニセモノは 認めない!

カスタム君のショッピングアドバイス

海外でのショッピングは旅行の大きな楽しみ。でも、知的財産を侵害するコピー商品などの「ニセモノ」は持ち込まないよう、ご注意ください。



税関イメージキャラクター
カスタム君

税関検査にご理解とご協力を





コピー商品とは

コピー商品とは、他人の商標(ブランド)やキャラクターなどを盗用して本物に似せて作られた商品。

「ニセモノ」の製造・販売には、組織的な犯罪グループが関係していることが少なくありません。「ニセモノ」を購入することは、自分自身も、犯罪に荷担している可能性があることを認識してください。



知的財産を侵害するコピー商品などの「ニセモノ」は、けん銃、麻薬などと同じように、法律により「輸入が禁止」されています。そのため、海外からの国内持ち込みはできません!!

税関では

コピー商品などの**不正輸入**を取締まっています。

「ニセモノ」を持ち込むと…

税関が「ニセモノ」を発見した場合、法律に基づいて、商標権や著作権を侵害しているかどうかを認定するための手続きを執ります。侵害していると認定された場合は…

原則として**没収**され、**廃棄**されます。

また、「ニセモノ」の国内への持ち込みに対しては、**10年以下の懲役**や**1,000万円以下の罰金**が科せられることがあります。



商標権侵害物品を不正輸入しようとした旅行者を告発

神戸税関は、商標権を侵害するバッグ等を密輸入しようとして中国から岡山空港に帰国した日本人男性らに関税法違反で告発しました。



国際郵便を使った商標権侵害物品不正輸入事件を告発

東京税関は、国際郵便を使って中国から商標権を侵害する財布等を密輸入しようとした、日本人女性を関税法違反で告発しました。

